

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案要綱

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案要綱

第一 誇大広告の禁止

宅地建物取引業者は、その業務に同じ、宅地又は建物の所在、規模、形質、利用の制限、環境、交通の利便、対価又はその支払方法について虚偽又は誇大な広告をしてはならないものとする。

第二 取引態様の明示義務

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借に関する注文を受けたときは、遅滞なく、その注文をした者に対し、自己がその相手方となつて当該売買等を成立させるか、代理して当該売買等を成立させるか、又は媒介して当該売買等を成立させるかの別を明らかにしなければならぬものとする。

第三 重要事項の説明等

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の相手方又は依頼

者に對し、契約の成立前に、当該宅地又は建物に關し、抵当権等登記された権利の種類及び内容、都市計画法、建築基準法等に基づく制限、飲用水等の供給施設の整備状況、手附の額及び性格、置約金、契約の解除に關する事項等について説明しなければならぬものとする。

第四 契約書等の交付

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の契約が成立したときは、遅滞なく、当該宅地又は建物の表示、代金、借入金等の額及び支払方法、登記及び引渡しの際期等を記載した書面をその相手方又は依頼者に交付しなければならぬものとする。

第五 手附金等の禁止

宅地建物取引業者は、相手方又は依頼者に対し、手附金について貸付けその他信用の供与をすることにより不当に契約の締結を誘引してはならぬものとする。

る。

第六 指導、指示、業務の停止等

都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営むすべての宅地建物取引業者に対し、必要な指導、指示等を行うことができるものと、当該都道府県の区域内における業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

第七 その他

分譲地専事事務所以外の場所における従業者の記章着用義務について必要な規定を置くとともに、監督及び罰則について必要な整備を行なうものとする。